

高松市大島マップこども版（仮）作成業務委託
仕様書

高松市政策局政策課

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う高松市大島マップこども版（仮）作成業務委託（以下「本業務」という。）に適用します。

1 業務の目的

本市では、平成26年11月に大島振興方策を策定し、「大島マップ」の作成や大島港の改修など、ソフト・ハード両面から、「歴史の伝承」と「交流・定住の促進」につながる事業の展開を図っています。

現在、大島には、ハンセン病療養所大島青松園の入所者や職員のみが居住し、入所者の高齢化が進行する中で、将来的には居住者が不在となり、島の歴史文化が風化し、島として衰退することが懸念されています。

このような状況を踏まえて、本市では、「大島マップ」等を活用しながら、大島の情報発信に努めてきましたが、本業務では、「大島マップ」よりも平易で、かつ、これまで大島を知らなかった若年層にも手に取りやすく、分かりやすいマップを作成することで、大島の魅力を、より多角的に、重層的に発信することが可能となり、これまで以上に多くの人が大島に関心を持ち、島の歴史文化の継承につなげるとともに、大島に関わる人の輪を広げることが目的とします。

また、大島マップこども版（仮）を大島振興の入口戦略に位置付けることで、交流人口や関係人口の創出・拡大を図り、もって島のにぎわい創出も目指すこととしています。

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日

3 事業規模金額

924,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務の概要

本業務の概要は、次のとおりとします。

- (1) 本業務に関する協議の実施と業務実施計画表の作成
- (2) 児童生徒を対象とした、大島に関するワークショップの企画・運営
- (3) (2)のワークショップの実施内容を踏まえた、大島マップこども版（仮）原稿データの作成
- (4) (3)の原稿データを踏まえた、入所者自治会や大島青松園等の関係団体との協議
- (5) (4)の協議内容を踏まえた、原稿データの修正と確定、大島マップこども版（仮）の印刷と納品

5 業務の実施内容

本業務の実施内容は、次の（１）～（５）に掲げるものとします。

（１）本業務に関する協議の実施と業務実施計画表の作成

本業務の円滑な遂行を図るため、着手時に、業務責任者が出席した協議を行います。業務責任者には、これまでに、同様の業務に従事した経験のある者を充ててください。また、発注者又は受注者の必要に応じて、随時、協議を行うとともに、受注者は、協議後、速やかに会議録を作成し、発注者の確認を受けてください。さらに、本業務の実施に当たり、受注者は、受注後、速やかに業務の全体計画を立案した上で、業務概要、実施方針、業務日程、組織体制等を内容とする実施計画書を作成し、発注者の承諾を得てください。

（２）児童生徒を対象とした、大島に関するワークショップの企画・運営

本市と連携しながら、参加者に対し、大島マップこども版（仮）のターゲット層に近い児童生徒を対象とした、大島やハンセン病の歴史、大島の自然、島内にある施設や瀬戸内国際芸術祭の作品、散策可能なエリア等、大島の基礎情報を提供するとともに、参加者の議論を活性化させながら、大島マップこども版（仮）に掲載すべき素材集めを行うワークショップを企画、運営してください。

（３）（２）のワークショップの実施内容を踏まえた、大島マップこども版（仮）原稿データの作成

（２）のワークショップにより、得られた素材集めを活用しながら、若年層に訴求する紙面構成やデザインを考案するとともに、必要に応じて取材や写真撮影を実施し、原稿データの作成を行ってください。

原稿データに含む情報としては、以下のとおりとします。

掲載順序及び掲載量の指定はありませんが、若年層が大島への関心を引き起こし、高められるよう、出来る限り、写真やイラストの割合を大きくするものとします。

- ① 大島の基礎情報・交通アクセス
- ② 地理的特徴
- ③ 地図
- ④ 大島の魅力（歴史文化、島内にある施設、瀬戸内国際芸術祭の作品等）
- ⑤ 大島やハンセン病、大島青松園の歴史

（４）（３）の原稿データを踏まえた、入所者自治会や大島青松園等の関係団体との協議

原稿データの内容を基に、本市とともに関係団体と協議を行い、記載内容について確認を受けてください。

（５）（４）の協議内容を踏まえた、原稿データの修正と確定、大島マップこども版（仮）の

印刷と納品

(4) の協議を踏まえ、必要に応じて、原稿データを修正して確定させ、大島マップこども版（仮）として印刷し、納品してください。

なお、大島マップこども版（仮）の規格及び成果物は、次のとおりとします。

- ① 規格 : 展開サイズーA3 横
仕上りサイズーH297 mm×W141 mm
加工ー巻き三つ折り
印刷ー両面 4 色フルカラー
(紙質は提案によります。)
- ② 成果物 : a 大島マップこども版（仮）印刷物 1, 0 0 0 部
b 電子データ
印刷入稿データ及び PDF 版データなどの電子データ一式は、次回増刷時を考慮し、CD-ROM 又は DVD-ROM に収納し納品してください。
c 納品場所 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号
高松市役所 政策局 政策課 地域活力推進室

(6) 付加提案

上記 (1) ~ (5) 以外の項目について、業務の円滑な遂行に必要な場合は、提案し、可能な範囲で弾力的に実施してください。

なお、付加提案は、本業務の事業規模金額の範囲内で実施するものとします。

6 業務スケジュール（予定）

業務のスケジュールは、次のとおりとしますが、協議により変更する場合があります。

時期	内容
R 8 ~ 9	業務委託公募提案の実施
R 7. 9 末	業務委託事業者の選定と業務委託契約の締結
R 7. 1 0 ~ 1 1	児童生徒を対象とした大島に関するワークショップの実施手法や実施内容についての協議
R 7. 1 1 ~ 1 2	ワークショップの実施
R 7. 1 2 ~ R 8. 2	原稿データの作成、編集
R 8. 2	関係団体との協議、校正
R 8. 3	校了、印刷、納品

7 企画提案書記載要件

企画提案書には、次の各項目の内容について具体的に記載してください。

- (1) 本業務全体に関する考え方
- (2) 企画提案をするに当たって基礎とした情報
- (3) 大島への関心を高め、交流人口や関係人口の創出・拡大につなげることが可能となる大島マップこども版（仮）のタイトル、キャッチフレーズ
- (4) 児童生徒を対象とした、大島に関するワークショップの実施手法、ワークショップでの議論や素材集めを活性化させる仕掛け
- (5) 若年層が大島マップこども版（仮）を自然と手に取って、読み進めたいくなるような工夫・仕掛け
- (6) 業務の実施体制、役割分担、本業務に携わる者の業務実績、実務経験年数
- (7) その他、本仕様書に定める事項以外で、弾力的な対応や、その他本事業に必要又は有効で、かつ、実施可能である提案があれば記載してください。

8 著作権等の取り扱いについて

- (1) 著作権の帰属について
納品（成果）物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本市に帰属するものとします。
- (2) 著作権の処理について
納品（成果）物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこととします。
- (3) 肖像権について
納品（成果）物の出演者の肖像権等については、受託者の責任において、撮影前に権利者等への上承を得てください。

9 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了前に本市の成果品審査を受けてください。
- (2) 成果品審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正してください。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行ってください。

1 0 仕様書の確定

本仕様書については、企画競争の結果により、選定された事業者と協議の上、必要に応じて、修正した後、確定するものとします。

1 1 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上、定めます。

1 2 その他

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせてください。
- (2) 受注者は、常に本市と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行ってください。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払ってください。また、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償することとします。
- (4) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ってください。
- (5) 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とします。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守してください。
- (7) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断のことを指します。
- (8) 受注者は、本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、速やかに発注者に報告してください。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとします。
- (9) 受注者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱い及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても本市の承諾なく複製又は貸与してはなりません。また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに本市に引き渡してください。